

広報うえのはら広告掲載に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、上野原市有料広告掲載要綱(平成19年上野原市告示第3号)第2条の規定に基づき、本市が作成する広報うえのはらへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、2色刷りページの最下段と裏表紙の上3段とし、ページは市が指定するものとする。

(掲載規格)

第3条 掲載規格は、1枠につき縦45.5mm、横85mmとする。(2枠の場合は、縦45.5mm、横178.5mmとする。)ただし、裏表紙は、1枠につき縦60mm、横170mmとする。(2枠の場合は、縦122mm、横170mm、3枠の場合は、縦184mm、横170mmとする。)

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、3月間とする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(掲載募集枠等)

第5条 募集する広告の枠は、2色刷りページ最下段と裏表紙3枠とし、掲載については原則的に1年度1回とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告の枠(以下「募集枠」という。)に満たないときは、複数の募集枠及び複数回の利用を認めることができる。

(掲載料)

第6条 掲載料は、1枠月額10,000円とする。ただし、裏表紙の掲載料は、1枠月額40,000円とする。

(広告内容)

第7条 広告のデザイン及び内容などは、広報うえのはらのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年2月1日から施行する。

この基準は、平成28年7月1日から施行する。